

群馬県知事 あて

市町村教育委員会教育長

埋蔵文化財包蔵地の把握〔新規・変更〕について（報告）

このことについて、下記のとおり埋蔵文化財包蔵地を把握したので、群馬県埋蔵文化財事務取扱い要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき報告します。

記

- 1 市町村遺跡番号
- 2 遺跡名
- 3 ふりがな
- 4 遺跡の所在地（代表地番を記入）
- 5 遺跡の時代
〔旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世・近代・不明〕
- 6 遺跡の種別
〔散布地・集落・貝塚・都城・官衙・社寺・古墳・横穴墓・墓その他・生産遺跡・その他（ 城館・水田・畠・陥し穴・（ ））・不明〕
- 7 遺跡の現況
〔宅地・水田・畑地・山林・道路・荒蕪地・原野・保存地域・その他（ ）〕
- 8 発掘調査歴（別紙可）
- 9 関連文献（発掘記録、報告書等）
- 10 備考（遺物の保管場所など、特記事項）
- 11 変更内容
・変更前
・変更後
- 12 判断日 年 月 日 〔試掘・本調査・踏査・その他（ ）〕
- 13 変更理由
- 14 添付資料（地図）
市町村教育委員会が把握した埋蔵文化財包蔵地の範囲を正確に転記した地図を添付する。当該地図は、群馬県統合型地理情報システム「マッピングぐんま」（遺跡・文化財）から印刷した案内地図（以下(1)及び(2)）に埋蔵文化財包蔵地の位置又は範囲を記載した地図とする。
(1) 埋蔵文化財包蔵地の位置を示す地図（縮尺 1/25,000 又は 1/50,000）
(2) 埋蔵文化財包蔵地の範囲を示す地図（縮尺 1/2,500。ただし、範囲全体が印刷できない場合は、縮尺 1/5,000（範囲全体が印刷できない場合は、縮尺 1/5,000 を複数枚））。

なお、変更の場合は、変更前と変更後の地図を添付する。ただし、変更後の地図は、市町村教育委員会が作成した遺跡地図の写しとすることができる。

（事務担当）
所属
担当者名
Tel
Fax
E-mail